

令和 8 年度  
高等学校等教育改革推進業務

企画提案審査要領

令和 8 年 7 月  
岩 手 県

岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和8年度高等学校等教育改革推進業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定は、公募型プロポーザル方式によって行うものとする。

委託候補者を選定するための企画提案書審査の概要については、次のとおりとする。

## 1 審査機関

- (1) 本業務に係るプロポーザルの審査については、企画提案選考委員会（以下「委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 委員会は、参加者から提出された企画提案書等について、別途定める審査基準に基づき、審査を行い、その結果を県に報告するものとする。

## 2 審査項目及び配点

配点は30点満点とし、審査項目ごとの配点は次のとおりとする。

審査項目
(1) 企画趣旨【5点】
(2) 企画内容【15点】
ア 実行計画策定支援の内容 5点
イ 先導拠点校支援の内容 5点
ウ 支援員支援の内容 5点
(3) 業務履行能力（組織体制、業務実績等）【5点】
(4) 金額妥当性（単価、数量、提案内容との整合性等）【5点】

また、各審査基準については次のとおりとする。

審査基準	得点
当該項目に関して <u>特に優れている</u>	5
当該項目に関して <u>やや優れている</u>	4
当該項目に関して <u>普通である</u>	3
当該項目に関して <u>やや不十分である</u>	2
当該項目に関して <u>不十分である</u>	1

## 3 審査方法及び県への報告方法

- (1) 審査は、企画提案書及び参加者による委員会の場でのプレゼンテーション（オンライン可）に基づいて行うものとする。
- (2) 参加者が1者のみであった場合にも、委員会において企画提案書及びプレゼンテーションによる審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価し、その旨を県に報告するものとする。

(3) 委員会の委員は、企画提案書及びプレゼンテーションに基づき、個別の審査基準ごとに評価を行い、審査基準等に評点を記入するものとする。

(4) (3)の評点の合計点に基づき、委員ごとに上位3者まで順位点（1位－5点、2位－3点、3位－1点）をつけ、それを委員会で合計した総得点により順位をつけて、県に報告するものとする。

なお、総得点と同点の場合には、総評点の高い者を上位者とするものとする。

さらに、総評点と同点の場合には、「企画内容」及び「業務遂行能力」の合計点が高い者を上位者とするもの。

## 審査項目、審査観点及び配点

審査項目		審査観点	配点	
提案のあった 業務の内容が 優れているこ と	企画趣旨	・本業務の趣旨、内容、求められる成果等を理解し、的確な提案となっているか。	20	5
	企画内容	・実行計画策定に当たっての県教育委員会事務局に対する支援について、具体的かつ効果的な支援内容となっているか。		5
		・先導拠点校の取組推進に当たっての各先導拠点校に対する支援について、具体的かつ効果的な支援内容となっているか。		5
		・各先導拠点校に配置する支援員の配置効果を高めるための支援について、具体的かつ効果的な支援内容となっているか。		5
業務を適正かつ確実に履行できる能力を有していること	業務履行能力	・提案内容を適正かつ確実に履行することが可能な組織体制が構築されているか。 ・本業務に類する業務実績が良好であるか。	10	5
	金額妥当性	・積算単価や数量は妥当なものであるか。 ・提案内容との整合性があるか。		5
合 計			30	